

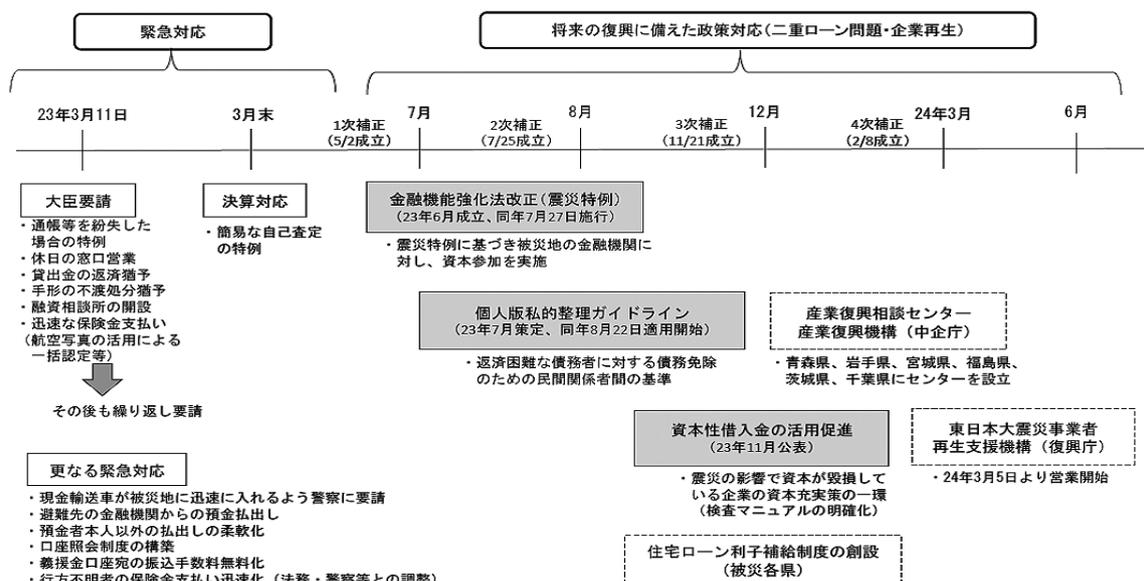
東日本大震災の復興に係る金融支援の現状と課題

財政金融委員会調査室 上原 啓一

1. はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、その被害が岩手、宮城、福島県の3県を始めとして東日本の広範囲に及ぶ未曾有の大災害であり、中小企業者を始めとした事業者の経済活動や個人の生活にも大きな影響が生じた。こうした状況の中で、震災直後から様々な金融支援策が講じられてきたが、震災発生から時間が経過するにつれて、震災への政策対応は震災発生時の緊急対応から復興に向けた対応へと移行している(図表1)。震災発生から3年が経過したことを踏まえ、本稿においては、これまで講じられてきた金融支援策のうち、二重債務問題への対応及び金融機能強化法(金融機能の強化のための特別措置に関する法律)による被災地金融機関への資本増強の現状について述べるとともに、残された課題について論じていきたい。

図表1 東日本大震災における金融庁関連の対応



(出所) 金融庁「業務説明会における説明資料」(平成25年12月2日)

2. 二重債務問題への対応

東日本大震災の発生直後から、被災した個人や事業者が本格的に生活や事業を再建するに当たり、震災発生前から負っていた債務が負担となって新規の資金調達が困難となるなどの問題(いわゆる二重債務問題)が生ずることが懸念された。このような状況を踏まえ、個人債務者については「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が取りまとめられ、事業者については産業復興機構と株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「震災

支援機構」という。)の2つの支援スキームが整備されている。

そもそも二重債務問題は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の際にも指摘されたが、その当時は震災前の債務について行政や金融機関が負担を負うということには至らず¹、支援策は兵庫県及び神戸市の出資により設立された阪神・淡路大震災復興基金の運用益からの利子補給などであった²。しかし、東日本大震災は被害が極めて広域に及ぶだけでなく、大規模な地震と津波に加えて、原子力発電所の事故が重なるという未曾有の大災害であり、復興までに長期間を要すると見込まれる状況を踏まえ、債務免除にまで踏み込んで二重債務問題に対応することが強く求められるようになったと言えよう。

(1) 個人債務者への対応と課題

住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等の二重債務問題に対応するため、破産手続等の法的整理によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活再建を支援するための環境整備が求められた³。そこで、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界、学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、平成23年7月15日に、個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が取りまとめられた。

これを踏まえ、同年8月1日にガイドラインの運用のため「一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会」(高木新二郎理事長)が設立され、同月22日よりガイドラインの適用が開始された。その後、ガイドライン運営委員会では、ガイドラインの運用の見直しが数次にわたり行われている。同年10月26日には、仮設住宅等に入居している個人債務者の債務免除を進めるべく、住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮して支払不能(又はそのおそれ)の該当性を検証してガイドラインによる私的整理を開始することとした。また、平成24年1月25日には、仙台地方裁判所における自由財産拡張の認定例を踏まえ⁴、自由財産たる現預金の範囲を法定の99万円から500万円を目安に拡張することとした。さらに、同年12月19日、申立人(被災者)が、震災後に、ガイドラインの運用上の自由財産の範囲内として取り扱われる財産により不動産を購入した場合には、当該不動産をガイドラインの運用上の自由財産として取り扱うこととされた。

一方、政府においては、被災した債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するなど、ガイドラインの運用支援を行っている⁵。

ガイドラインに係る支援実績を見ると、平成23年8月22日から平成26年4月25日までのガイドラインに係る個別相談件数は5,082件、債務整理の成立に向けて準備中の件数は446件、債務整理の成立件数は924件となっている(図表2)。ガイドライン運用当初の国会質疑の中で1万件の利用が予想されていたとの議論があったこと等を考えると⁶、ガイドラインの利用状況は低迷していると言える。その理由について政府は、被災者の中には、防災集団移転促進事業を始めとした地域の復興計画や原子力損害賠償の動向等を見極めている者がいることなどを挙げている⁷。また、利用低迷の要因としては、ガイドラインに対する認知度の低さもあると思われることから⁸、ガイドラインの周知広報の強化を図る必要

もあろう。このほか、国会の質疑においては、債務整理を促進するためにガイドラインの運用改善を求める発言もあった⁹。

このガイドラインによる私的整理は金融機関等の全債権者の同意を要する自主的な取組ではあるが、今後、被災地の復興が進むにつれてガイドラインの利用が増加することが期待される。ガイドラインによる債務整理が円滑に進み、被災者が生活再建に向けて再スタートを切ることができるよう、政府においてもガイドラインに係る運用支援を続けることが望まれる。

図表2 個人版私的整理ガイドラインによる支援実績（平成26年4月25日時点）

相談件数	準備中の件数	債務整理の成立件数						合計
		東京	青森	岩手	宮城	福島	茨城	
5,082	446	29	1	242	588	62	2	924

（出所）一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会「個人版私的整理ガイドラインお問い合わせ件数等」より作成

（2）中小企業者等への対応と課題

ア 産業復興相談センター及び産業復興機構の支援状況

東日本大震災により甚大な被害を受けた中小事業者の再生を図るため、「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日 二重債務問題に関する関係閣僚会合）などに基き、被災事業者に対する相談体制を整備するとともに、中小企業再生ファンドを設立することとなった。そこで、同年10月から平成24年3月までの間に、経済産業省主導で岩手県、茨城県、宮城県、福島県、青森県及び千葉県との6県の中小企業再生支援協議会の体制を強化して産業復興相談センターが設置された。また、平成23年11月から平成24年3月までの間に、支援ファンドに当たる産業復興機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構や地域金融機関などの出資により青森県を除く5県に設置された。産業復興機構では産業復興相談センターからの要請を受け、被災事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り等を行い、被災事業者の事業再生を支援している¹⁰。

産業復興相談センター及び産業復興機構では、平成26年4月25日までに3,013件の相談があり、買取り決定250件を含む549件が金融機関等による金融支援の合意に至った（図表3）。

図表3 産業復興相談センター及び産業復興機構の支援状況（平成26年4月25日時点）

	岩手	宮城	福島	青森	茨城	千葉	（合計）
相談受付件数	502	980	779	252	191	309	3,013
うち対応を終了したもの	471	923	724	250	187	294	2,849
助言・説明等で終了	286	651	626	187	137	212	2,099
東日本大震災事業者再生支援機構へ引継ぎ	44	98	23	4	5	2	176
通常の再生支援へ移行	7	2	2	7	3	4	25
金融機関等による金融支援の合意	134	172	73	52	42	76	549
うち買取り決定	94	95	33	—	16	12	250
うち対応中のもの	31	57	55	2	4	15	164
窓口相談継続中	10	22	46	2	0	13	93
買取り等に向け検討中	21	35	9	0	4	2	71

（出所）中小企業庁「産業復興相談センターの相談受付状況」より作成

イ 震災支援機構の支援状況

東日本大震災の被害により過大な債務を負っている事業者の事業再生を図るため、議員立法により平成 23 年 11 月 21 日に成立した「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」に基づき、震災支援機構が平成 24 年 2 月に設立され、同年 3 月より業務を開始している。震災支援機構では、各県の産業復興機構により支援の対象とすることが困難なもの（小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者）を重点的な対象としており（大企業、第三セクター等は対象外）¹¹、主な再生支援業務としては債権の買取り、つなぎ融資、出資等を実施している¹²。また、震災支援機構は、各県の産業復興相談センター及び産業復興機構と連携を図りながら協力することとされている。

震災支援機構は、同年 3 月の業務開始から平成 26 年 4 月末までに 1,784 件の相談があり、買取り決定 377 件を含む 421 件の支援決定が行われた（図表 4）。

図表 4 震災支援機構の支援状況（平成 26 年 4 月末時点）

相談受付件数	1,784 件	※岩手県 375 件、宮城県 838 件、福島県 246 件、青森県 134 件、茨城県 89 件、千葉県 47 件、栃木県 30 件、その他地域 25 件
質問・助言等で終了	915 件	
具体的相談中	869 件	
うち、相談に入っているが待機中	182 件	
うち、具体的協議中	93 件	
うち、協議を経て最終調整中	173 件	
うち、支援決定済	421 件	※岩手県 110 件、宮城県 204 件、福島県 33 件、青森県 43 件、茨城県 15 件、栃木県 10 件、その他地域 6 件
このうち、買取り等決定	377 件	

（出所） 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構「活動状況報告」（平成 26 年 5 月 2 日）より作成

図表 5 産業復興機構と震災支援機構の概要

	産業復興機構	東日本大震災事業者再生支援機構
根拠法	投資事業有限責任組合契約に関する法律	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法
組織	岩手、宮城、福島、茨城、千葉の各県に設立された投資事業有限責任組合（ファンド）	被災地域全域を対象とした株式会社
設立年月	平成 23 年 11 月～24 年 3 月	平成 24 年 2 月
資本金、出資者	約 20 億円～100 億円（中小企業基盤整備機構が 8 割、地域金融機関等が 2 割）	約 200 億円（国が預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を通じて出資）
主な業務	債権の買取り （再生計画の策定支援、産業復興機構に対する債権の買取り要請等は産業復興相談センターが行う）	債権の買取り、つなぎ融資、出資、債務保証
支援期間	最長 15 年（存続期間）	支援決定は 5 年以内（1 年延長可）、支援期間は支援決定から最長 15 年

（出所） 中小企業庁資料、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構資料等より作成

ウ 産業復興機構と震災支援機構の支援状況に対する評価

既に紹介したとおり、産業復興機構の支援の合意は平成26年4月25日までに549件、震災支援機構の支援決定が同年4月末までに421件であった。こうした約2年間の支援状況に対し、どのように評価すべきなのであろうか。

例えば震災支援機構では、同年3月末までに500件、平成27年3月末までに1,050件の支援決定を目標としてきたことを考えると、支援実績は十分とは言い切れないであろう。実際に震災支援機構の池田憲人社長は、現状の評価について「正直に言えば、順調ではない」とし、その理由について「震災発生から3年が経ち、事業者が再建を諦めてしまうなど、状況が落ち着いてしまったことも背景にある」と述べている¹³。

両機構の支援実績を見ると、福島第一原子力発電所事故の影響を受ける福島県の支援件数は、岩手県や宮城県に比べて少ないことが分かる。また、津波の被害を受けた地域の中でも、南三陸や女川など市街地の整備が遅れる地域からはそもそも相談が少ないと言われる¹⁴。

エ 2つの支援スキームに係る課題

産業復興機構と震災支援機構の2つの支援スキームに係る課題としては、前述の支援件数のほか、次のような点が指摘されている。

第一に、再生支援に期間を要しているということである。その背景としては、債権の買取りに関する事業者、金融機関及び機構の三者での合意形成の難しさがネックになっていることが指摘されてきた¹⁵。

会計検査院が平成25年11月に公表した「平成24年度決算検査報告」によると、産業復興相談センターでは、産業復興機構が同年3月末までに債権の買取り決定を行った105件のうち、産業復興相談センターが相談を受け付けてから産業復興機構が買取り決定を行うまでに要した期間の平均日数210.6日を超える41件について、期間を要した理由を検査したところ、関係金融機関等との合意形成に時間を要したためとするものが25件となっていた¹⁶。また、震災支援機構が同年3月末までに債権の買取り決定を行った109件のうち、相談の受付後に一定の検討期間を経て行う社内方針決定（支援できる可能性が高いと判断し、支援に向けた検討を開始する決定）から買取り決定までに180日を超える期間を要していたもの22件について、震災支援機構から期間を要した理由を聴取したところ、関係金融機関等との合意形成に時間を要したことが挙げられている¹⁷。震災から時間が経過するにつれて難しい案件が増加しているとも言われるが、産業復興相談センター及び震災支援機構においては、関係金融機関等との一層の緊密な連携と調整により、合意形成の期間の短縮を図り、事業者に対する迅速な支援に努めることが重要である。

第二に、産業復興相談センターは、相談を受け付けた案件のうち、産業復興機構で支援することが困難と判断されるものについては、震災支援機構へ引き継ぐこととされているが、産業復興相談センターから震災支援機構への引継案件に係る再生支援に時間が

掛かることである。

「平成 24 年度決算検査報告」によると、産業復興相談センターが平成 25 年 3 月末までに震災支援機構へ引き継いだ 143 件のうち、震災支援機構が業務を開始した平成 24 年 3 月 5 日以降に産業復興相談センターが相談を受け付けて、平成 25 年 3 月末までに震災支援機構が買取り決定を行った 18 件について、産業復興相談センターが相談を受け付けてから震災支援機構へ引き継ぐまでに要した期間、震災支援機構へ引き継がれてから社内方針決定までに要した期間及び震災支援機構が社内方針決定から買取り決定までに要した期間の平均日数を見たところ、それぞれ 47.7 日、68.8 日及び 159.2 日となっており、全体では 275.7 日を要していた。産業復興相談センターにおいては、産業復興機構における再生支援の可否を早期に判断し、対応困難な案件については、震災支援機構への引継ぎを迅速に行うとともに、震災支援機構においては、引継ぎを受けた案件について、スピード感を持って再生支援することが求められよう。

上記のほか、2つの支援スキームが併存して支援を行うことが適切なのかという視点から両支援スキームの統一を求める声が国会の質疑であったほか¹⁸、支援実績を増大させるために両支援スキームに係る人材増などの組織体制の強化が必要との意見もある¹⁹。

二重債務問題について具体的支援を必要とする潜在的な事業者は少なくないと思われるが、今後とも、二重債務問題を抱える事業者への支援の在り方を検証するとともに、必要に応じて支援策の見直しを行うことも考えられよう。

3. 金融機能強化法の改正（震災特例の創設）

（1）被災地金融機関に対する資本増強の状況

東日本大震災では、被災地域の金融機関にも甚大な影響が生じたことを受け、被災地域における金融機能を維持・強化することが重要とされた。こうした観点から、金融機関が国の資本参加を受けて経営基盤の充実を図り、適切な金融仲介機能を発揮できるよう、平成 23 年 6 月、金融機能強化法の改正が行われ、同年 7 月に施行された。

そもそも金融機能強化法は、公的資金の投入を通じて、特に地域金融機関の経営を立て直すことを狙いとして、平成 16 年 8 月に施行されたものである。これにより、健全な金融機関にも予防的に公的資金を投入することが可能となっている。

平成 23 年の金融機能強化法改正では、具体的には、まず、国の資本参加の申請期限を平成 29 年 3 月末までとするとともに、震災の影響を受けた金融機関が国の資本参加を受けようとする場合に、①経営責任が問われないことを明確化する、②収益性・効率性等の向上の具体的な目標を求めない等の特例（震災特例）を設けることとしている。また、信用金庫や信用組合等の協同組織金融機関については、①自ら被災し、又は被災者への貸付けを相当程度有しているなど、今後の財務状況の見通しが必ずしも付きにくい協同組織金融機関であっても、国と中央機関（信金中央金庫や全国信用協同組合連合会等）が一体となって資本参加を行う、②中央機関は、被災金融機関の経営を指導する役割を担う、③将来の事業再構築に伴い繰越損失の処理が必要となった場合には、預金保険の資金を活用し、参加資本を整理できることとしている²⁰。

金融機能強化法の震災特例に基づき、平成 25 年 3 月期までに 12 金融機関に対し、計 2,165 億円（このうち、協同組織金融機関向け特例は 6 金融機関に対して 861 億円）の資本増強が実施された（図表 6）。

図表 6 金融機能強化法（震災特例）に基づく資本増強の状況

金融機関名	資本増強年月	金額
じもとホールディングス（仙台銀行）	平成 23 年 9 月	300 億円
筑波銀行	平成 23 年 9 月	350 億円
七十七銀行	平成 23 年 12 月	200 億円
全国信用協同組合連合会（相双信用組合）（注）	平成 24 年 1 月	139 億円
全国信用協同組合連合会（いわき信用組合）（注）	平成 24 年 1 月	175 億円
信金中央金庫（宮古信用金庫）（注）	平成 24 年 2 月	85 億円
信金中央金庫（気仙沼信用金庫）（注）	平成 24 年 2 月	130 億円
信金中央金庫（石巻信用金庫）（注）	平成 24 年 2 月	157 億円
信金中央金庫（あぶくま信用金庫）（注）	平成 24 年 2 月	175 億円
全国信用協同組合連合会（那須信用組合）	平成 24 年 3 月	54 億円
東北銀行	平成 24 年 9 月	100 億円
じもとホールディングス（きらやか銀行）	平成 24 年 12 月	300 億円
合 計		2,165 億円

（注）協同組織金融機関のうち、那須信用組合を除く 6 金融機関が特定震災特例協同組織金融機関に該当。

（出所） 預金保険機構「金融機能強化法に基づく資本増強実績一覧」より作成

（２）金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況と課題

金融庁は、金融機能強化法の震災特例に基づき資本増強された金融機関（震災特例金融機関）については、復興に資する方策等（新規融資及び貸出条件変更の状況、産業復興機構及び震災支援機構の活用状況等）が記載された経営強化計画の履行状況を半年ごとにフォローアップすることとしている。

各金融機関が金融庁に提出した経営強化計画の履行状況報告書等から、事業者向け新規融資の状況を見ると図表 7 のようになっており、平成 25 年 9 月期（平成 25 年 6 月～11 月末）の新規融資先数（件数）や融資額が前期の平成 25 年 3 月期（平成 24 年 12 月～25 年 5 月末）と比べて増加している金融機関がある一方で、前期ほどの融資実績が見られない金融機関が多い。被災地の金融機関では、震災発生以降、復興資金の流入などにより預金量が大幅に増加している割には融資額が伸びていない上²¹、金融機関の貸出姿勢には慎重さが見られるとの指摘もある²²。

東日本大震災の発生から 3 年が経過し、被災地の金融支援については当面の緊急的な資金繰りから本格的な事業再建等へと移行しつつあるように思われる。金融庁においては、今後とも震災特例金融機関に対しては、円滑な資金供給を通じて被災事業者の事業再建等に継続的に支援するよう促すとともに、金融機関における経営強化計画の実施状況を適切にフォローアップしていくことが求められる。

図表 7 金融機能強化法（震災特例）を利用した金融機関の事業者向け新規融資の状況

（単位：先(件)、億円）

金融機関名	平成 24 年 9 月期まで		平成 25 年 3 月期		平成 25 年 9 月期		累計	
	先(件)数	金額	先(件)数	金額	先(件)数	金額	先(件)数	金額
仙台銀行	1,847	517	386	139	439	160	2,672	816
筑波銀行	12,106	1,363	2,234	259	2,096	248	16,436	1,870
七十七銀行	5,318	2,001	694	324	457	255	6,469	2,581
相双信用組合	110	40	133	31	67	32	310	104
いわき信用組合	117	98	3	22	6	23	126	143
宮古信用金庫	264	35	132	14	102	13	498	63
気仙沼信用金庫	583	117	163	44	143	36	889	198
石巻信用金庫	443	134	91	59	46	40	580	234
あぶくま信用金庫	322	75	119	46	75	31	516	153
那須信用組合	1,213	93	288	25	226	19	1,727	138
東北銀行	1,762	434	386	105	344	83	2,492	624
きらやか銀行	1,181	289	33	21	41	15	1,255	325

（出所）「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」及び各金融機関が公表している経営強化計画の履行状況報告書より作成

4. おわりに

財務省東北財務局の公表資料で被災企業の事業再開及び業績の回復状況を見ると、平成 25 年 9 月時点で 82%が事業を再開し、43%が業績（売上げ等）を回復したとしている²³。1 年半前の平成 24 年 3 月時点で事業再開が 72%、業績回復が 33%であったことを考えると、被災地の復興が進展していると言える。しかし、6 割弱の企業が業績を震災前の水準に戻すことができずにおり、復興はいまだ道半ばである。

こうした状況の下、被災者の事業や生活の再建を図っていく上で、金融支援に対する期待は大きいですが、被災者の置かれた状況が多様な中で、被災者に対して実態に応じた支援が必ずしも十分に提供されていないとの指摘も見られる²⁴。

現時点では、復興計画の進捗待ち等により、足下では二重債務問題が顕在化していないケースが少なくないと考えられるが、今後、被災事業者が事業の本格的な再開や新規事業を検討する段階に至れば、債務負担の軽減を必要とする事業者が多数現れるものと思われる。また、今後、復興事業が進むに従って、事業者及び個人の被災者が本格的に事業や生活の再建を図っていくために、資金需要が高まることも予想される。

金融機関には、今後とも、被災者の状況を的確に把握するとともに、新規融資を含む資金供給や事業者の経営改善・体質強化への支援に、積極的に取り組むことが求められる。また、政府としては、金融機関においてこうした支援が円滑に行われるよう、金融機関への監督を適切に行っていく必要がある。

（うへはら けいいち）

¹ 独立行政法人中小企業基盤整備機構経営支援情報センター「被災中小企業の資金調達について―地域金融機関から見た現状と課題―」（平 23.8）3 頁

² 阪神・淡路大震災復興基金事業については、平成 25 年 5 月 15 日現在、約 3,652 億円が申請され、平成 24 年度末までに約 3,643 億円が被災者等へ支給されている。既に申請された助成金の内訳は、住宅ローン利子補給など住宅対策事業：約 1,136 億円、被災した中小企業者への利子補給など産業対策事業：約 565 億円などとな

っている。

³ 破産などの法的整理の場合には、債務整理に関する情報が信用情報機関に登録されて新たな借入れができなくなるが、ガイドラインを利用した私的整理では登録されない。そのため、今後の生活再建に向けた新たな借入れが可能となる。

⁴ 仙台地方裁判所では、津波によって家屋が流出し収入を失った者が受け取った地震保険金のうち 651 万円（建物 396 万円：33 万円×15 か月－99 万円、家財 255 万円）を自由財産とした（この他に法定の自由財産：現預金 99 万円・義援金）。

⁵ 弁護士費用等を補助するため、平成 23 年 8 月 19 日の閣議で「平成 23 年度東日本大震災復旧・復興予備費」10.7 億円の使用を決定している。その後、東日本大震災復興特別会計において、個人債務者私的整理支援事業費補助金として平成 24 年度に約 6.3 億円、平成 25 年度に約 3.5 億円、平成 26 年度に約 2.4 億円が計上されている。

⁶ 第 179 回国会参議院財政金融委員会会議録第 2 号 16 頁（平 23.10.27）、日本弁護士連合会「個人版私的整理ガイドラインの周知等に関する申入書」（平 24.5.18）等

⁷ 「個人債務者の私的整理ガイドライン」の利用状況に関する再質問に対する答弁書（内閣衆質 180 第 407 号、平 24.9.11）、第 186 回国会参議院財政金融委員会会議録第 3 号 18 頁（平 26.3.13）

⁸ 日本弁護士連合会「個人版私的整理ガイドラインの周知等に関する申入書」（平 24.5.18）の中では、金融機関からガイドラインの周知はほとんど行われておらず、債務者は、ガイドラインの存在を知らぬまま、金融機関の勧めに従って一時金を支払ったり、条件変更契約を締結（リスケジュール）したりしているものと考えられると述べている。

⁹ 年収水準のみをもってガイドラインの適否を判断することのないように求めている（第 186 回国会参議院財政金融委員会会議録第 3 号 18 頁（平 26.3.13））。

¹⁰ 産業復興機構では、支援対象事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務に係る債権の買取り等を行い、その元金金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達を支援することとしている。

¹¹ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案に対する附帯決議（衆議院東日本大震災復興特別委員会）では、「本支援機構と各県の産業復興機構とのすみ分けに関し、各県の産業復興機構は各県が実情に応じて支援対象を決めており、その整理を尊重すること。また、支援機構の債権（リース債権及び信用保証協会等の求償債権を含む。）の買取業務の対象は、各県の産業復興機構による支援の対象とすることが困難なものとし、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を重点的に対象とし、各県の産業復興機構と相互補完しつつ、支援の拡充を図ること。」とされた（平 23.11.14）。参議院東日本大震災復興特別委員会においても同趣旨の附帯決議が行われている（平 23.11.18）。

¹² 震災支援機構の支援対象事業者については、債権買取り後、元金及び利息の返済猶予等を行う。原則、新規借入れよりも返済を劣後化させるほか、必要に応じ、債権の現物出資や債権放棄を実施する。財務内容が回復した時点で、債権を譲渡した金融機関からリファイナンス（借換え）等により取引を元に戻す。

¹³ 金融ジャーナル編集部「池田憲人東日本大震災事業者再生支援機構社長に聞く」『金融ジャーナル』（平 26.3）28 頁

¹⁴ 『日本経済新聞（電子版）』（平 26.1.11）

¹⁵ 武下毅「被災地金融 二重債務問題の解決に向け、支援件数も漸増」『金融財政事情』（平 25.1.21）28 頁

¹⁶ 産業復興相談センターでは、再生支援の目標処理期間を設定していない（会計検査院『平成 24 年度決算検査報告』（平 25.11）1029 頁）。

¹⁷ 震災支援機構では、相談の受付後に一定の検討期間を経て行う社内方針決定から支援決定までの期間を 90 日程度、支援決定から金融機関等からの買取り申込み等を受理するまでの期間を 3 か月以内としている。

¹⁸ 第 183 回国会参議院本会議録第 15 号 2 頁（平 25.4.19）

¹⁹ 久保壽彦「被災地における金融問題（2）」『立命館経済学』（平 26.3）328 頁

²⁰ 資本の整理のための財源は、預金保険機構の一般勘定（元本 1,000 万円内相当分）及び早期健全化勘定（元本 1,000 万円超相当分）の資金を活用することとされている。

²¹ 平成 26 年 2 月現在、東北 6 県の銀行及び信用金庫における預金は 38 兆 8,858 億円と震災前の平成 23 年 2 月比 23.4%増である一方、貸出金は 19 兆 3,054 億円と平成 23 年 2 月比 8.3%増となっている（日本銀行仙台支店「東北地区主要金融経済統計」）。

²² 金融ジャーナル編集部「池田憲人東日本大震災事業者再生支援機構社長に聞く」『金融ジャーナル』（平 26.3）29 頁

²³ 財務省東北財務局「管内企業の復興状況及び新規融資や金融仲介機能の発揮と中小企業支援策について」（平 25.11）

²⁴ 星貴子「東日本大震災復興にかかる金融支援における公的部門の役割と課題」『J R I レビュー』（平 25.8）88 頁